

住宅の取得に奨励金

住まいづくりを応援

旭市に定住を希望する人に、住宅取得の支援をしています。

定住促進奨励金

対象／市外から転入し、定住する意思を持って住宅を取得した人

要件／次の全てに該当すること
○平成30年4月1日以降に住宅を取得している

○住宅の取得日と転入日の間に3年以上の期間がない

○転入日時点で過去3年間、市内に住民登録がない

○5年以上居住することを目的に住んでいる

○世帯全員に市税の滞納がない
○過去に同じ奨励金の交付を受けていない

○専用住宅または併用住宅である

金額／基礎額30万円、加算要件に該当すると最大150万円
若者世帯住宅取得奨励金

対象／市内に住む39歳以下の若者世帯で、定住するために新築住宅を取得した人

要件／次の全てに該当すること

○令和4年4月1日以降に新築住宅を市内業者から取得している

○申請者かその配偶者が、申請時に39歳以下である

○5年以上居住することを目的に住んでいる

○世帯全員に市税の滞納がない
○過去に同じ奨励金の交付を受けていない

○所有権移転登記でない

○居住面積が70㎡以上で、土地代を除く住宅の価格が500万円以上

金額／基礎額20万円、加算要件に該当すると最大100万円

〔共通事項〕
申し込み方法／企画政策課か市ホームページから入手できる申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。

申し込み・問い合わせ先
企画政策課政策推進班

☎62・5382

交付手数料がお得に

証明書の取得はコンビニで

全国のコンビニエンスストアなどで、住民票の写しなどが取得できるコンビニ交付の手数料が、4月1日(火)から100円安くなります。

マイナンバーカードを持っていない人は、この機会に取得しませんか。

取得できる証明書と手数料

証明書の種類	手数料	
	コンビニ	窓口
住民票の写し 住民票記載事項証明書 戸籍の附票の写し 印鑑登録証明書 所得課税(非課税)証明書	200円	300円
戸籍(全部・個人)事項証明書	350円	450円

利用できる店舗

マルチコピー機が設置された全国のコンビニエンスストア、スーパーマーケットなど

利用できる時間

午前6時30分～午後11時 ※各店舗の営業時間内で、年末年始やシステムメンテナンス時を除く。

必要なもの

- マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されたもの)
- 利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号

問い合わせ先

市民生活課管理班(☎62-5325) ※税証明については税務課課税班(☎62-5321)へ。

電子申請もできます

国民年金の加入区分が変わったときは届け出を

就職や退職、結婚などで国民年金の加入区分が変わったときは、届け出が必要です。マイナポータルからねんきんネットの利用者登録をすると、電子申請ができます。

加入区分／●第1号被保険者：自営業者、学生、フリーランス、無職の人など ●第2号被保険者：厚生年金保険や共済組合に加入している会社員など ●第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者

届け出が必要なとき	異動の内容	届け出先
60歳未満の人が退職した(厚生年金保険や共済組合加入者の場合)	第2号→第1号 ※第3号に該当する場合を除く。	保険年金課
厚生年金保険などに加入している配偶者の扶養になっている人で、 ●配偶者が ・退職した ・65歳になった ・死亡した ●配偶者の扶養から外れた ●配偶者と離婚した	第3号→第1号	
就職した	第1・3号→第2号	勤務先
配偶者の扶養に入った	第1・2号→第3号	配偶者の勤務先

問い合わせ先

保険年金課高齢者医療年金班(☎62-5332)